

保医発 0519 第 6 号  
令和 8 年 5 月 19 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 219 号）が令和 8 年 5 月 19 日に告示され同年 5 月 20 日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 21 日付け保医発 0321 第 6 号。以下「旧留意事項通知」という。）及び「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号。以下「新留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

## 記

### 1. 改正内容について

旧留意事項通知及び新留意事項通知の診断群分類定義表中、「130050 骨髄増殖性腫瘍」を別紙のとおり改める。

### 2. 改正の概要について

旧留意事項通知及び新留意事項通知については「130050 骨髄増殖性腫瘍」のうち手術・処置等 2 の 4 に「フェドラチニブ塩酸塩」を追加する。

